

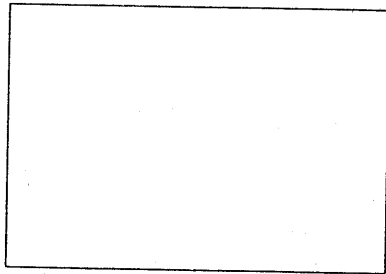
内務省地理局編纂善本叢書

4

明治前期地誌資料

日本地誌提要

第 1 卷



ゆまに書房

GB641
95



291.09

85W14587

序

明治維新を機に明治政府は内務省地理局を中心にしてしばしば執行された府県の廃置分合の基礎作業を兼ねて、図書編集・刊行を盛んに行ない、行政の参考に供し、国民の指導、啓発に努めた。これらの編集物は、内容が優れていて、今日でも資料価値が高く、近代史の研究に極めて有益な資料が多い。しかし発行部数や頒布先が限られていたために伝本が稀少で、今日では一部の書庫奥に眠っている状況で、広く世に知られていない。

内務省地理局は、明治七年一月内務省に地理寮を設置して以来、同二十四年八月廃止し、事業を帝国大学に、事務を庶務局に移管するまでの間、多種多様の業績を残している。当初、府県国郡村等の廃置分合、府県の管轄や境界の査定、土地調査、地誌編集、三角測量、山林行政などを主管し、のちに気象観測、編曆、地図調整等にまで及んだため、多方面にわたり、同局の編集物は、法令、報告、統計、歴史、地誌、地名、地図、山林、気象観測等々多種多様である。

これらの業績の中でも特に注目されるのは、廃藩置県を機に行なった全国の廃置分合にともなう地誌の編纂である。

明治政府は、明治八年六月五日をもって最終的に詳細な「皇国地誌編輯例則並着手方法」を各都府県に示し、出来次第内務省地理局に提出した。この通達により提出された資料は、「村誌」と「郡誌」の二部に分かれ、内容は極めて詳しく記述されており、

最終的には六千四百冊もの膨大な数にのぼった。和田万吉は「これは日本地誌の根本資料として一大名物である」と絶賛している。関東大震災によってその多くの関係資料が焼失してしまったとはいえ「明治十七年前後に内務省で集め郡村誌と云う地名集は、仮令揃っては居ないでも、非常に貴重な文明史の材料を包含しているものと云はねばならぬ」と、柳田国男はその地名研究上の価値を評価している。

本叢書は、以上「皇国地誌」等の稿本を総称した「大日本国誌」の厄災をまぬがれた貴重な資料や、内務省地理局が行なった数々の有益な編纂物を集成して、広湖の研究者に提供するものである。書庫奥に秘蔵されていた極めて貴重な調査資料や報告書が初めて公開されるこの度の刊行を機に、近代史の研究がより充実されるものと確信している。

内務省地理局編纂物刊行会

日本地誌提要 第一巻目次

凡例	一
目録	九
総国	三三
・卷之一 総国	三三
二 京	五七
・卷之二 二京	五七
畿内	七三
・卷之三 山城	七三
・卷之四 大和	九五
・卷之五 河内	一二五
・卷之六 和泉	一三九
・卷之七 摂津	一五五
東海道	一八七
・卷之八 伊賀	一八七
・卷之九 伊勢	一九九
・卷之十 志摩	二二九
・卷之十一 尾張	二四一

日本地誌提要上表

・卷之十二	三	河	二六一
・卷之十三	遠	江	二七七
・卷之十四	駿	河	二九七
・卷之十五	甲	斐	三一五
・卷之十六	伊	豆	三三七
	小笠原島		三六一
・卷之十七	相	模	三六九
・卷之十八	武	藏	三九五
・卷之十九	安	房	四三三
・卷之二十	上	総	四四五
・卷之二十一	下	総	四六一
・卷之二十二	常	陸	四九一

上日本地誌提要表

少内史兼地理寮五等出仕正六位臣明毅等恭承
旨纂修日本地誌提要告成謹奉

表上

進者。伏以。體國畫疆。施治之本。建官分職。成化之方。維昔
神皇創基。

聲教所覃。蜻洲謳歌率服。

列聖纘緒。

誠令遐布。鯨域梯航來庭

上表

峻德格天。

世守

聖人之大寶。

至公無外。兼

徵文獻于隣邦。自

豐崎朝廷。迨

藤原御極。

稽古準今。

因宜酌俗。建道國郡而經地。預租庸調以賦民。國司郡領。充守

牧之任。府帥鎮將。養干城之兵。

歷世守成。萬方無事。

政謚刑措。年豐民殷。夫唯一盛一衰。有泰有否。自鎌倉。泊室町。

武人跋扈。綱紀大壞。

天步艱難。干戈相尋。霸者踵興。時雖小康。

王風未競。世昧大義。土地人民。牧伯占爲己有。

憲章禮典。

朝廷徒講虛文。恭惟

天皇陛下。

英姿天挺。

偉畧神授。

德燧於

難波之聖。

功配于

滋賀之朝。藩封已徹。

重離徧照海寓。

縣制維新。萬姓同仰

聖明。流鬼鼇鄉之俗。咸蒙

覆育之恩。蝦夷卉服之民。均浴

生成之澤。於茲乎。

一統之業已復。

中興之治斯隆。臣生逢

聖世。身備史官。

寓縣混并之鴻休。安得不紀。

方輿一同之盛典。豈可無修。爰紬繹傳記。研參輿圖。咨諏地方。

剖疑糾謬。振飭曹員。分課責成。凡其所纂修。辨疆域。考形勢。

舉風俗。論沿革。大則戶口貢租。縣治軍鎮。次則山嶽河渠。鄴

邑郵驛。以及金礦溫泉。方物土產。旁求博采。臚列具陳。以勒成一書。名曰日本地誌提要。爲卷凡七十有七。夫豈敢謂贊襄

皇猷之萬一。庶幾足以照耀

盛治于無窮。伏願

萬機之餘暇。賴

賜

乙夜之

御覽。臣聞葑菲可采。菅蒯靡棄。安知

海嶽之高深。無取消塵之微末。謹奉

表上

進以

聞。

明治八年乙亥一月四日

少內史兼地理寮五等出仕正六位臣塚本明毅

編纂姓氏

總閱

少内史正六位臣塚本明毅

纂修兼校正

大主臣記新藤 罌

權大主臣記小島尚綱

地誌課御用掛臣望月 綱

纂修

八等出仕臣三好紀德

姓氏

凡
例

地誌課御用掛	十三等出	少主	九等出
臣服部常純	臣新見旗山	臣布施讓	臣三谷恂
	臣中村元起		
	臣内海鉄		
		記臣土岐恭	

日本地誌提要

凡例

一此書每州ノ區域山川戸口租税ノ類其大要ヲ提舉スルヲ以テ主トシ專ラ簡括知リ易キヲ旨トス。

一原稿元地圖ニ副ヘ。澳國博覽會ニ出示スル爲メニ編纂ス。明治五年壬申十月稿ヲ起シ明年三月上澣ヲ以テ成ル。定期僅ニ十旬。大率舊來圖籍及見聞スル所ニ據レハ謬誤脱漏ナキ能ハス。因テ稿ヲ以テ各府縣ニ下シ。實地ヲ參觀シ訂正セシメ。更ニ校勘ヲ加ヘ。再此書ヲ編修ス。

一卷首。全國ノ要領ヲ總舉シ。次ニ二京畿内八道一藩ヲ分列ス。東京。輦下ノ地ヲレハ。宜ク武藏ヲ以テ首ト爲ス可キニ似タリト雖モ。今姑ク舊ニ從フ。且北海道。體裁自ラ異ナリ因テ卷末ニ列ス。其每州標目條例左ノ如シ。

一 每州疆域ノ直徑。形勢ノ山脉水派。大率其畧ヲ叙シ。風俗氣候亦治所ノ地ニ就テ其概ヲ載ス。寒暖計ハ。華氏ハレンヘト。度ヲ用ユ。

一 沿革。國府定置ニ始マリ。武人割據シテ封建ノ勢ヲ成セシ原由ヲ畧記シ。廢藩置縣ニ訖ル。

一 戸數人口。共ニ戶籍寮明治六年癸酉一月一日紀元二千五百三十三年郡數ノ條。村ノ表簿ニ据リ。田圃租稅ハ。其前年ノ數ニ係ル町ヲ舉ケ。村

數ハ本支ヲ合計シ區分ハ之ヲ略ス。

一 府縣治所。及名邑ハ。舊藩城邑。或ハ民物輻湊ノ地ナレハ。特ニ其市坊廣狹戸口多寡ヲ舉ク。

一 驛路里程ハ。概子府縣實測。及伊能忠敬實測錄ニ據ル。其實測ヲ經サル者。姑ク府縣訂正。及諸圖記ヲ採ル。三府里程。東京ハ日本橋。高麗橋ヨリ之ヲ算ス。

京都ハ三條橋。大坂ハ高麗橋ヨリ之ヲ算ス。

一 山河湖沼原野港灣等。州中最著ノ者ヲ舉ケ。名人題詠ヲ以テ聞ユル者ノ如キハ。之ヲ畧ス。山嶽ノ條。村名ヲ記スル者ハ。其地ヨリ絶頂ニ至ルヲ算ス。實測ヲ經ル者ハ。高幾尺ヲ記ス。河渠ノ條。廣狹ヲ記スルハ。最濶ノ處ニ係ル。間或ハ驛

凡例

三

次津梁等ノ處ニ就
テ記スル者アリ。

一 島嶼ハ。周回凡一里以上。瀑布ハ高五丈ニ過ル者ヲ載。其名
アル者ハ小ト雖モ畧セス。且島嶼ノ距離里數ハ。皆實測直
徑ヲ用ユ。但尋常里法。三十六町ヲ以テ一里トナスニ從ヒ。海里ヲ用ヒス。
燈臺射光等亦同シ。

一 神社。官國幣社。及衆庶ノ崇敬群賽スル者。佛寺ハ。寺格本末
等ニ拘セス。現今閣宇壯麗ノ者ヲ登載ス。

一 礦山ハ。採出ノ額ヲ舉ケ。休廢ノ地ハ。唯村名ヲ存ス。物産ハ
繁殖ニシテ。地方ノ益アル者ヲ探ル。

一 陵墓古蹟等。搜記スヘキ所ナレモ。簡要ヲ旨トスルヲ以テ。
今之ヲ畧ス。

一 編中事類明了ナラザル者ハ。疑ヲ闕キ。他日補填ス可キ者
ハ。字格ヲ闕空シ。間差誤ニ係ルハ。後ノ釐正ヲ俟ツ。

一 各州圖一幀ヲ附ス。圖式別存ス。

内務省地理局 編纂善本叢書	明治前期地誌資料
① 日本地誌提要 第一卷	
昭和六十年五月二十三日	発行
定價 九、二〇〇円	
編者	内務省地理局編纂物刊行会
発行者	荒井秀夫
発行所	株式会社ゆまに書房 東京都千代田区内神田一丁目十一番七号 電話 東京〇三(二九九二)〇七九八(代表) 振替 東京四一六三二六〇
印刷所	株式会社平河工業社
製本所	株式会社誠晃社
用紙	株式会社常川製本
クロス	株式会社ヤマト
クロス	栄クロス株式会社